

■ 令和2年度 第1回 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会

日 時：令和2年10月15日（木）午前9時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

（事務局）

ただいまから令和2年度第1回新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。

私は、賃金室長補佐の倉茂です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により本専門部会は成立しております。

それでは、はじめに労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

（労働基準部長）

労働基準部長の熊谷でございます。各委員の皆様方には、業務ご多忙の中、専門部会委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。本日から専門部会の審議をお願いすることとなりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

地域別最低賃金であります新潟県最低賃金が、すべての労働者の最低賃金を保証するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けるのに対しまして、今回ご審議いただきます特定最低賃金につきましては、関係労使のイニシアティブの発揮により設定されるものとなっております。関係労使の申し出を受けました行政機関が最低賃金審議会のご意見をお聞きして、労使それぞれのお考えの中で決定していただき、この最低賃金審議会がそれを取りまとめる役割という位置づけになっております。従いまして、労使それぞれのご主張もあるかと思いますが、それぞれのお立場でご議論をお願いし、できましたら全会一致により結審いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（事務局）

本日は、最初の部会でもあり、各委員の皆様のご紹介をさせていただくべきところですが、審議項目が多く、時間も限られておりますので、お配りしております資料No.1の委員名簿と机の名札をもってご確認いただくことでご紹介に代えさせていただきたいと思

ます。

それでは、議事次第第3の(1)「部会長及び部会長代理の選出」をお願いいたします。なお、最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項により、公益代表委員の中から選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(梅野委員)

よろしいでしょうか。できれば、部会長には鷺見委員、そして部会長代理には坂井委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ただいま、梅野委員から、部会長に鷺見委員、部会長代理に坂井委員を推薦するのご発言がありましたが、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」のご発言がありましたので、部会長は鷺見委員、部会長代理は坂井委員をお願いいたします。それでは、鷺見部会長、坂井部会長代理から、それぞれ一言ご挨拶をお願いします。最初に鷺見部会長からお願いいたします。

(部会長)

新潟大学の鷺見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

未曾有の災禍で大変難しい状況であるということは、我々公益も十分承知しております。ただ、あくまでも業界の発展のために全会一致ということと年内発効ということで、私どもも努めてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をなにとぞよろしくお願いいたします。

(部会長代理)

ただいま指名されました部会長代理の坂井でございます。今、部会長から話がありましたように、あくまでも年内発効ということで、みんな全会一致で審議をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

どうもありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきましては、部会長をお願いいたします。

(部会長)

それでは、議事に入ります。最初に、本日及び今後の専門部会の審議、議事録の公開に関してですが、7月8日に開催された第1回新潟地方最低賃金審議会において、専門部会につきましては、本年度は非公開にするという方針が決定されております。従いまして、本日の会議につきましては非公開となっております。また、会議の資料につきましては、特定最低賃金専門部会運営規程第6条第2項の規定に基づき、同じく非公開といたします。まず、審

議事項（２）の「専門部会の運営規程」について審議します。事務局よりご説明をよろしくお願ひします。

（室長）

賃金室長の井上といいます。

「特定最低賃金専門部会運営規程」について説明いたします。資料No.2の運営規程をご覧ください。本規程は、平成20年から施行されておりました、平成26年に一部改正されております。ポイントのみ説明させていただきます。第5条にありますように、会議は原則公開となっております。ただし、専門部会では金額審議を行うため、第5条の但し書きに該当するというので、7月8日の第1回の本審において非公開とすることが決められております。

ここで、公開・非公開の関係で少しお話をさせていただきますが、例年、会議資料につきましては、資料No.2の特定最低賃金専門部会運営規程第6条第2項の規定に基づき非公開としておりました。ただ、昨年末くらいから、審議会の公開・非公開、議事録の公開・非公開、議事録並びに資料のホームページ掲載ということで、本省から指示がございました。今年に入って特に厳しくなっております。結論としては、開示請求があった場合に関しては、不開示情報以外は開示することとなるので、基本的にはオープンにしないと本省が申し上げていることで、昨年は、本審の議事録をホームページに掲載するという形をとりました。本年度は、専門部会に対しても指示がありましたが、専門部会に関しては、本審でも引き続き非公開と、金額審議の関係がある都合上非公開、議事録に関しては、ホームページ掲載としましたが、労使の資料等、影響はないかと思われるのですが、資料のホームページ掲載に関しては、企業または個人の特定がされる恐れがあるため非公開という形にさせていただきました。本来、これについては、本審である審議会で検討しなければいけないところなのですが、もう同時並行で専門部会が進んでいまして間に合わないため、審議会会長の新潟大学の永井委員、労使のそれぞれのキーマンに関しては、事前に了解を得ております。

続きまして、第7条「専門部会が議決を行ったときは、新潟地方最低賃金審議会に報告するもの」とされております。これに関して、皆様にご承知おきいただきたい点があります。お配りしております最低賃金決定要覧の161ページをご覧ください。161ページの中ほどの、最低賃金審議会令の第6条第5項をご覧ください。ここには、「審議会は、あらかじめその議決をするところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」との規定がございまして。これは、一定の形式要件を満たす専門部会の結論が出た場合には、改めて本審で審議することなく、専門部会の結論をそのまま本審の結論とするということでもあります。また、「あらかじめ議決をするところにより」という点につきましては、7月8日に開催されました第1回本審において「専門部会が全会一致で結審し

た場合には、その決議をもって審議会の決議、すなわち『答申』とする」ことをあらかじめ議決しております。よって、本専門部会が全会一致により決議したものは、審議会の結論として決定されるということになります。また、特定最低賃金につきましては、過去から全会一致での決議をいただいておりますし、特定最低賃金の趣旨からも全会一致での結審に向けてご審議いただくようお願いいたします。

なお、本来であれば、それぞれの部会ごとに運営規程を設けるべきところなのですが、新潟におきましては、従来から共通の規程に基づきまして三つの部会を運営しております。ご了解をお願いいたします。

また、議事録につきましては、今年度も運営規程の第6条第1項の規定に基づき作成したいと思っております。議事録の作成にあたりましては、公労使の代表委員からそれぞれ1名ずつ署名人を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、特定最低賃金専門部会運営規程について説明させていただきました。ご検討をお願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、今ご説明いただきました運営規程について、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(木南委員)

今、事務局より第6条第2項の適用について、資料を公開した場合個人が特定される恐れがあるからという説明だったと思うのですが、その説明は適切なのか。今日の資料を見る限り、個人が特定される資料はほとんどないので。

(室長)

原則、開示請求があれば、多分、そこは消されるかなという気はあるのですが、特定されるようなものはないのだろうとは思いつつも、万が一ということもあるのかなということがあって言わせていただいたのですが、

(木南委員)

会議の資料は原則公開が行政機関の原則ですから、非公開にするなら理由が必要で、むしろ個人情報保護というよりも、意見決定の中立性が損なわれる恐れがある場合と、こちらに該当するという理由ではないのだと。

(室長)

はい、そうです。

(木南委員)

それからもう1点なのですが、最終的に議事録や会議の資料を公開する際について

は、部会運営規定第6条第2項などにあるように、最終的には部会長が決定するという
こと
ですよね。

(室長)

そうですね。

(木南委員)

ですから、先ほど永井会長うんぬんという話がありましたが、先ほど部会長の説明があつたように、今回、この部会としては公開しないということですから、事務局としてもその決定に反するような公開を逆にされると、部会長の決定に反することになるような気もするのですが。ですから、ホームページに公開するとかという方針になるのであれば、改めて部会長の判断を得ていただきたいと思います。

(室長)

分かりました。

(部会長)

分かりました。今の2点については、よろしいでしょうか。中立性というところと、それから、なかなか法律の専門でないと分からないところもあると思いますけれども、部会長の判断というところでしょうか。

その他、何かご質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。以降、この規程に基づきまして、会議を非公開として運営してまいります。なお、本会議における議事録は、特定最低賃金専門部会運営規程第6条第1項の規定に基づき作成することといたしますので、この部会の終わりに議事録の署名人を労使双方から指名させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題(3)の「特定最低賃金に係る審議」に移ります。最初に、配布資料について、事務局より説明をよろしく願いいたします。

(室長)

それでは、本日配布しました資料に関して、ア「経済情勢等に関するもの」及びイ「新潟県の特定最低賃金の現状」について、簡単に説明させていただきます。

資料No.3の新潟県の経済情勢をご覧ください。これは、新潟県の経済情勢に関する各調査機関による直近の分析結果の基調判断等をまとめたものでございます。順に要約いたしますと、日本銀行新潟支店によれば、「県内景気は新型肺炎の影響により、輸出、生産は下げ止まり、公共投資、企業収益は減少、設備投資、住宅投資は横ばい圏内で推移している。個人消費は大幅に減少してきたが、持ち直しの動きが出てきた」と、まだ引き続き厳しい状態としております。新潟財務事務所は、「県内経済は、新型コロナウイルスの感染症の影響によ

り、生産活動は弱みを含んでいる。個人消費は弱みを含んでいるものの、下げ止まりの動きがみられる」とし、新潟経済社会リサーチセンターは、「県内経済は悪化が続いている」とし、「雇用状況は悪化、設備投資が減少している。住宅投資は弱みを含んでいる。生産活動は低下、個人消費は減少しているものの、下げ止まりの兆しが見られるとしております。また、ホクギンの経済研究所によれば、「県内経済は、個人消費に持ち直しの動きがあるものの、生産の落ち込みが持続し、依然として停滞が続いている」としております。以上の調査機関では、総じて県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部持ち直しの状況は見られるものの、依然として極めて厳しい状態にあるものと思われま

す。続きまして、資料No.4になります。これについては、当局で報道発表しております最近の雇用失業情勢になっております。令和2年8月の統計となります。まず1ページになりますが、有効求人倍率は1.16倍、100人の職を求める人に対して116人の求人があるという状況です。前年は1.73倍ですので、約32パーセントの減となっております。正社員の有効求人倍率は1.03倍となっております。前年同月に比べ0.57ポイントの低下、雇用情勢における基調判断は、引き続き新型コロナウイルス感染症が県内の雇用に与える影響に十分に注意する必要があるとしております。

続きまして、資料No.5になります。これに関しては、資料No.3と一部重複しておりますが、10月1日に日銀の新潟支店が発表した新潟県の金融経済動向です。電子部品・デバイスについては、この資料の6ページの上から2行目、生産に関するところに記載がありまして、「電子部品・デバイスは、持ち直しの動きがみられる」としております。

また、資料No.6になりますが、資料No.6は、新潟県の統計課が9月23日に発表した新潟県の鉱工業指数の資料となります。これについては、参考までに後ほどご覧いただければと思います。

続きまして資料No.7になります。これについては、最近の新潟県内の経済情勢です。これも資料No.3と重複しているところがありますが、2枚目の上の総括になります。「7月は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部下げ止まりの動きが見られるものの弱みを含んでいる」とし、以下は後ほどご覧いただければと思っております

続きまして、議題3のイの新潟県の特定最低賃金の現状について説明させていただきます。資料No.8になりますが、新潟県における最低賃金の推移をご覧ください。これについては、平成20年度以降の地域別最低賃金額と特定最低賃金額の推移を示しております。ここ最近の県最賃と特定最低賃金の引き上げ額の推移を見てみますと、平成29年度は、県最賃25円の引き上げに対して電子が18円、平成30年度は、県最賃が25円に対して電子が20円、令和元年度は、県最賃27円引き上げに対して電子は18円となっております。今年度の県最賃

は1円の引き上げとなっており、直近では平成21年の0円に次ぐ金額となっております。この0円は、前年のリーマンショックの影響だと思われませんが、当時は最低賃金が生活保護を下回っていた都道府県が数多くありました。幸いにも新潟県は上回っていたので、上回った都道府県、新潟だけではないですけれども、和歌山などあたりには目安を示さないとの目安でした。

資料No.9になります。電子部品・デバイス等製造業に特化した推移となっております。後ほどご覧ください。

資料No.10になります。これについては、特定最低賃金制度の概要をご覧ください。特定最低賃金の基本的な考え方です。そこには「特定の産業の関係労使の労働条件の向上、または事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申し出により設定されるもの」となっております。

次のページをご覧ください。特定最低賃金には、労働協約ケースと公正競争の二つのケースがあります。それぞれの目的によって改正要件が異なっております。労働協約ケースは、最低賃金に関する労働協約で合意を形成して申請する方式で、金額改正の場合は、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の合意が必要となります。一方、公正競争ケースは、事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由に申請する方式となります。金額改正の場合、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の合意が必要となります。本日専門部会での審議を行います電子部品等製造業最低賃金につきましては、労働協約ケースによる申し出となっております。

基幹的労働者の意義については、要覧の207ページ、オレンジ色の中ほどになりますが、207ページの3「基幹的労働者の意義について」という項目があります。ここにありますように、一般的には「当該産業に特有の、または主要な業務に従事する労働者」ですが、最低賃金における規定の仕方については、3の(2)にありますように、①が「基幹的労働者の職種、業務を規定する方法」、②「基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務を規定する方法」の二通りがございます。

続きまして資料No.10の3ページですが、ご覧ください。上段の労働者数と中ほどの適用労働者数を見ますと、この電子部品等製造業の産業で働く労働者が県内に2万6,678人おり、そのうち基幹的労働者は、適用除外となる6,505人、資料に数字は書いておりませんが、それを除くと、この適用労働者数は2万173人いることを示しております。下の枠で囲んだところは、下から10月1日から適用される新潟県の地域別最低賃金額と、現在電子部品等製造業の基幹的労働者に適用される特定最低賃金額。今年度労働協約で定めのある特定最低賃

金の申し出のあった 17 の事業所の基幹的労働者 6,821 人の中での最低額が 1,035 円となっております。今年度の電子部品等製造業の特定最低賃金の改定にあたっては、改定額の上限がこの 1,035 円となりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして資料No.11、これにつきましては、こちらで作成いたしました新潟県の賃金概況でございます。後ほどご覧ください。

次に、全国の賃金改定状況についての資料の説明をいたします。資料No.12、主要統計資料です。これについてはまた後ほどご覧いただければと思います。

資料No.13、これについては、令和 2 年の賃金改定状況調査結果となっております。この調査は、本年の 6 月 1 日現在における小規模事業所における賃金改定状況について調査したもので、昨年までは県庁所在地と人口 5 万人未満の地方小都市に所在する常用労働者数 30 人未満の企業を対象にしたものでしたが、2 ページをご覧ください。今年からの調査方法、今までは郵送だけだったものが郵送プラスオンラインとか、区域も県内の全域が対象となり、変更となっております。そのため、昨年と今年を比較することはできないと思っております。

続きまして、資料 1 ページ目の第 1 表、これについては、産業別の賃金改定の実施状況を表した表となっております。なお、現在は C ランクに入っておりますので、第 1 表を含め、これから説明します表の C ランクをご覧ください。次のページの第 2 表は、産業別に賃金を改定した事業所の改定率を表したものとなっております。続きましてその次のページの第 3 表は、産業別に賃金を引き上げた事業所について、引き上げ率の分布を表した表となっております。

その次が一般的に言う第 4 表ということになるわけですが、第 4 表の①産業別に一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別に表したものです。縦の表示は、一番上が男女計、その内訳の男・女別、A B C D のランク別となっており、横の表示は、調査対象の産業別となっております。左端の男女別の産業計の C ランクを見ますと、1 時間当たりの賃金額は、令和元年 6 月で 1,359 円、令和 2 年 6 月が 1,380 円で、本年の賃金上昇率は 1.5 パーセントとなっております。ちなみに令和元年の賃金上昇率は、その隣にありますように 1.1 パーセントということでした。

その次のページの第 4 表の②につきましては、同じく賃金上昇率ですが、これについては一般とパートタイム労働者を分けて表にしたものです。上は一般労働者及びパートタイム労働者の合計で、C ランクの賃金上昇率は 1.5 パーセントですが、C ランクにおける一般労働者は 1.3 パーセント、パートタイム労働者の賃金上昇率は 2.3 パーセントとなっており、昨年は一般労働者が 0.9 パーセント、パートタイム労働者が 1.8 パーセントでしたので、一般労働者については 0.4 ポイント、パートタイム労働者については 0.6 ポイントの上昇と

なっております。

この後の参考1及び2は、事業所をランク別に分けて集計した表となっております。

最後の付表に関しては、1が労働者全体におけるパートタイム労働者の割合、2が男女別労働者の比率、3が年間の平均所定労働日数を表したものとなっております。

続きまして資料No.14につきましては、後ほど議題4で説明させていただきます。今後の専門部会の開催日程となっております。

資料No.15につきましては、答申公示日から最短での効力発生年月日までの早見表となります。年内発効を目指すとなると、この表の右下の最後から2段目の10月30日の公示、10月30日の公示日の欄を右に見ていただきますと、12月31日が発効予定となっておりますので、10月31日までに答申をいただく必要があるということになりますが、31日は土曜日ですので、基本的には10月30日が最終という形になるかと思えます。

続きまして資料No.16は、今年10月1日に適用された新潟県の最低賃金のリーフレットとパンフレットとなっております。後ほどご覧ください。

その後、業務改善助成金のパンフレットを付けさせていただきました。新潟働き方改革推進支援センターは、賃金のみならず働き方改革全般について幅広く相談を受け付けております。困ったときに無料で専門家が相談にのってくれて、希望すれば事業所にも来てくれるということで、直接アドバイスを受けられるという制度です。この事業に関しては、厚生労働省の委託事業であります民間のエム・エスオフィスとの委託契約をしております。

以上、議題(3)のA、Iに関しまして、配布資料の説明をさせていただきました。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま議題3のAの経済情勢等に関するご説明と、それから新潟県の特定最低賃金に関する現状ということで、お二つご説明いただきましたけれども、何か、今ご説明いただいたところでご質問、ご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、ご質問はないようですので、次の最低賃金基礎調査結果というもので、資料は別冊ですね。どうぞよろしく申し上げます。

(指導官)

賃金指導官をやっております赤塚と申します。よろしく申し上げます。

私から、別冊となっております令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果について説明いたします。私が話をする内容については、一番最後に、別紙ということで、最低賃金に関する基礎調査結果における共通用語の解説、こちらをつけさせていただきましたので、それを併せて見ていただければと思います。私からの説明なのですが、用語の解説なのですがけれど

も、見ていただきたいのは4ページ、総括表（1）の見方ということでご説明します。

本調査なのですけれども、対象となる集団から無作為に抽出した一部の情報から、その集団全体の情報を推計しようとするもので、標本調査の結果を母集団に復元しています。従って、基礎調査の対象事業所数は、労働者数100人未満の事業所を対象としているために、復元に使用する母集団も100人未満の事業所数であり、その結果復元後の適用労働者数は産業全体の適用労働者数とは相違することになります。

この総括表の左上の表の中に「時間当たりの所定内賃金額」と書いてありますけれども、これについて話をしますと、時間当たりの所定内賃金とは、基本給額と諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び賞与、時間外手当、早出手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等を除いた手当の1時間当たりの額の合算額を言います。「3手当を除く」という文言の3手当とは、精皆勤手当、通勤手当、家族手当のことを言います。

本調査では、毎年6月の賃金計算期間において各調査対象事業所の所定労働日数を満稼働したときに支払われる見込みの基本給及び諸手当を調査しています。月給者の賃金を時給換算する場合、月給額を6月の所定労働時間数で割って計算しているため、6月の所定労働時間数が1か月の平均所定労働時間数よりも多ければ、最低賃金を満たしている場合であっても最低賃金未満の分布に入ってくる場合があります。

その次に、この総括表をはぐっていただきまして、6ページの左下、少し小さくて申し訳ないのですけれども、順に話をしていきたいと思っているのですけれども、まずその前に、未満率についてお話ししたいと思います。現行の特定最低賃金、908円に達していない労働者の割合をパーセントで表したものを言います。この総括表でいくと908円のところ、少し戻って4ページになりますけれども、980円の欄、これに一つ上の907円になりますけれども、ここをずっと右に目を移していきますと、907円の未満率がカッコ書きで6.2とありまして、6.2パーセントとなっています。つまり908円に達しないものは6.2パーセントということです。

それから6ページに戻りまして、左上から月平均賃金額はいいとして、「第1・20分位」とか、「第1・10分位」とかありますけれども、一番最後の別紙を見ながら見ていただければと思うのですが、「第1・20分位数」というのは、労働者を賃金額の低い者から高い者へと一列に並べて、20等分した下から20分の1番目の賃金額を言います。そうすると、基礎調査の産業別適用労働者数で2,797人いましたので、それを単純に20で割ると139.8になりまして、上げて140人目の方が877円だということになります。この表については、このことを書いてあるということですので。同じように、第1・10分位数というのは280人目の方で、951円だったということですので、この解説書を見ながら目を通していただければと思

ます。

私からは、以上です。

(部会長)

どうもありがとうございました。今、別表をご説明いただきましたけれども、細かいところではありますけれども、何かご不明な点、ご質問はございますでしょうか。

使用者側の皆さん、よろしいですか。何かありましたら、事務局にご質問いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日は、事前に事務局から労使双方にお願いしておりました業界を取り巻く状況につきまして、どのように認識されているか、そしてそれを受けて最低賃金改正に向けたお考え、あるいはご意見というものをご説明いただきたいと思います。

それでは、恐縮ですけれども、まず労働者側の代表からご意見等をちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

(梅野委員)

特定最低賃金は、都道府県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢、それから業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金でございます。従って、地域別最低賃金よりも相対的に高い水準の確保が不可欠であると、私どもは考えております。

電気産業の従業員数ですが、全国平均で製造業の 15 パーセントとなっております。新潟県においても、製造業の従業員数の 15 パーセント以上を電気産業で占めていると。生産額を見ますと、製造業に占める電気機械の割合が 17.4 パーセントとなっております。このように電気産業は、県内における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウェイトが高く、各地方経済における重要な役割を担っております。また一方で、電気産業は大手企業から中小零細企業まですそ野の広い産業構造になっているため、事業の公正競争確保を図るうえで、法定電気最低賃金の適正水準への改善が不可欠であると考えております。

現在、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、社会のデジタル化に対する期待が高まっていると予想されています。特にIoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能などの急速な発展を受けて、電気産業としてこれらの技術、社会状況の動向を見極め、電気産業がもつ高品質なものづくり技術や、情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されております。このように、経済成長、社会の貢献等、新たな雇用の創出に寄与することが期待される電気産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電気最低賃金の金額改正の取組が必要でございます。

マクロベースで労働時間当たりの付加価値を見ますと、2018年では全産業と比べて39パーセント、製造業と比べて20パーセント弱、電気産業は上回っております。さらに雇用者報酬を見ますと、全産業に比べて20パーセント程度、製造業と比べて17パーセント程度上回っている状況でございます。

先ほどもご説明がありましたが、新潟県の経済は、日銀短観によれば業績判断DIは悪い幅が縮小、電気機械においては改善となっております。また、金融経済動向によれば、電気機械は輸出・生産ともに持ち直しの動きとなっており、コロナ禍で経済が停滞していましたが、少しずつではありますが改善の傾向が出てきていると、私たちは見ております。鉱工業指数の生産指数を見ても、平成27年度比で電子部品・デバイスについては100を超えている。電気・情報通信機械工業では100を下回っていますが、ほかの産業と比べて落ち込み幅はそれほど大きくないように見えております。

水準の目安でございますが、産業別最低賃金18歳見合いや高卒初任給の水準に準拠することを目標とし、この水準に近づける取組を計画的に推進してまいりたいと思います。具体的には、2020年闘争において引き上げられた産業別最低賃金の水準である16万4,000円の時間当たりの賃金に換算した1,062円を準拠基準として、これに向けて当面の到達目標を設定するなど、計画的改善を図ってまいりたいと思います。また、全体的、基幹的労働者の入口賃金として相応しい水準を確保するように努めてまいります。併せて隣県格差との縮小、整合性の確保に努力をしてまいります。

金額決定にあつては、当該産業の関係労使のイニシアティブに基づく制度であることを重視しておりますし、当然ながら毎年行っております全会一致に向けて最大限の努力を行うこととします。今年も、コロナ禍の中において企業も大変大きな影響を受けたことは承知しております。しかし、影響を受けたのは企業だけでなく、従業員も同じであります。従業員については、何とか会社経営をよくするために必死に働いております。この特定最低賃金は、労働組合のない会社や賃金改定制度がない人たちが影響を受けるものだと思います。コロナの影響だけにしがみつかずに、日本国経済をよくするためにも、消費喚起を促すためにも、しっかりと上げていくことが必要であると考えます。すでに各県で審議が終了した県もありますので、そういった情報をもとに、今後審議に臨んでいきたいと考えております。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。続きまして、使用者側の代表からご意見をちょうだいできますか。よろしくお願ひします。

(高橋委員)

新潟県電子機械工業会の高橋でございます。この4月から勤務しております。よろしくお願いいたします。

業界を取り巻く経済状況等の説明ということでございますけれども、ご説明するまでもないことですが、COVID-19による景気の落ち込みと低迷、戦後最も深刻な経済的不況とも言われております。ここからどのように回復軌道に乗せていくのか、これが現状では一番のポイントと考えられます。それに加えて、私の前任者が昨年この場で言及いたしましたけれども、米中の貿易対立がございます。ただ、昨年は貿易通商面での紛争でしたが、今では連日報道されておりますとおり、安全保障なども含めたより根本的な対立となり、深刻さが増しております。来月のアメリカ大統領選挙の結果いかににかかわらず、この結果が長期化するという見方が大勢を占めているとも報道されております。国内でCOVID-19による経済活動への影響を早期に最小化できたとしても、グローバルな経済環境の先行き懸念が払しょくされて経営者のマインドが改善し、消費が回復軌道にのるには、まだ相当な期間を要する恐れがあるのではないのでしょうか。

私どもの会員企業の状況を見ますと、例えば在宅勤務の広がりですとか、小中学校でのパソコン・タブレット類の前倒し導入による需要の増大から、電子部品で高い稼働率を維持している企業もございます。しかし、すそ野が広い自動車関連や生産材、いわゆるB to Bの製造業種については、まだまだ足取りが重い状況にあります。内需、外需の低迷により、足元では依然として減産対応を迫られている業種、企業の割合が高いことは申し上げるまでもありませんが、それに加えて、従来に増して将来見通しが極めて不透明であることが、5GやIoTなどを見据えて本来動き出すべき設備投資ですとか、人材確保などに踏み切ることができない足かせになっていると、そのように見ております。

統計数値は、労働局からいただいた説明資料に譲りますが、昨年同時期のデータ比較をしてみますと、数値は現在もどんどん厳しくなっているということが分かります。新潟県鉱工業指数の電子部品・デバイス工業の比較では、平成27年を100とした場合、昨年7月は111.0、今年7月は108.5と、マイナス2.5ポイント。あるいは日銀短観の業況判断を製造業で比較すると、昨年9月はマイナス13、今年9月はマイナス39と、大幅に低下。あるいは有効求人倍率の季節調整値を見ますと、昨年7月は1.63、今年7月は1.20と、0.43の大幅なマイナス。こういった統計数値が何を示すのか、きちんと受け止める必要があるかと思っております。

新潟県を元気にするのは、県産業を支えている中小、小規模企業が存続し、活性化することがカギでございます。特にこの春から続く厳しい経済環境の中、雇用を守ることで精一杯で財務が痛んでいる、経営している企業にとって、最低賃金を引き上げることは、企業の存

続そのものに大きく影響するのではないかと思います。具体的な最低賃金額については、本日いただいた資料並びに使用者代表の委員と相談のうえ、次回になると思っております。

終わりに一言申し上げておきたいことは、これは毎回申し上げてきているんですけども、審議会は統計調査結果ですとか、現場の状況を判断したうえで行われるものですので、ぜひ中小、小規模企業の実情を踏まえたものにしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。双方、大変厳しい状況であるということは、私どもも改めて認識したところでございます。ただ、最初に申し上げましたとおり、全会一致と年内発効ということで、ご協力いただきたいと思っておりますので、最低賃金自体の上り幅も、今年は非常に厳しかったということもありますので、なかなか狭いレンジでの厳しい議論になっていくかと思っておりますけれども、何とぞよろしく願いいたします。

本日、双方のご意見をいただきましたので、第2回目以降は、これらのご意見に基づいて金額審議を直ちにさせていただきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしく願いいたします。

それでは、今後の日程ということで、議題(4)「専門部会日程について」のご審議ということでお願いしたいと思います。それでは、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

(室長)

今後の審議日程について説明いたします。資料No.14になります。定足数と今ほどの効力発生日を考慮して専門部会の日程案を作成させていただきました。例年にならしまして、本日を含めて3回の開催日を予定しております。第2回が10月15日月曜日、午後1時半から9階の气象台の会議室、第3回は10月29日の木曜日、午後1時半から、同じく9階の气象台会議室となります。皆様、お忙しいとは思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

(部会長)

資料の14ですね。

ただいまの日程をご説明いただきましたけれども、何かご質問はございますでしょうか。このような日程で、来週の月曜日と10月29日の木曜日ということで、3回予定しておりますので、引き続きご出席をよろしく願いいたします。

それでは、ただいま事務局から日程調整を行ったうえでの専門部会の日程案について説明がありましたけれども、改めてご確認させていただきたいと思っておりますけれども、この日程で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、この日程で審議を進めさせていただくことといたします。

では、このほか、委員の皆様から、何かご意見とかご質問とかはございますでしょうか。本日のこれまでのご説明であるとか、今後のことについて、何かありますでしょうか。

ないようですので、本日の議題はこれで終了いたします。本日、労使双方から最低賃金の改正に向けたお考えをお聞きいたしましたので、次回は冒頭から金額審議に入りたいと思います。また、その根拠となる資料がございましたら、事務局にご提出いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

予定の議題がすべて終了しました。それでは、本日の議事録の署名人を指名させていただきたいと思います。労働者側からは梅野委員、よろしく願いいたします。それから、使用者側からは高橋委員、よろしく願いいたします。指名させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

次回は10月19日月曜日、午後1時半から、9階の气象台会議室で行いたいと思います。

それでは、第1回専門部会はこれで終わります。お疲れ様でした。